

平成 2 5 年 度  
緑の募金公募事業募集規則



公益財団法人 山形県みどり推進機構

## 平成25年度緑の募金公募事業募集規則

緑の募金実施要領第10条(1)に定める「緑の募金公募事業」については、次に定める事項に基づき応募するものとする。

### 1 募集対象事業

#### 【1】県内緑化事業関係

県内で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- ① 2以上の市町村にわたる広域的な見地から行う、
  - ・ 森林の整備（植栽、下刈、間伐等の作業）
  - ・ 緑化推進を目的とするイベント
- ② 居住する市町村以外で行う森林整備
- ③ 川上と川下が連携して行う森林整備
- ④ その他、上記に準ずる森林整備及び緑化推進を目的とするイベント等

#### 【2】適用除外事業

- ① 既に、国又は県や市町村の機関から「緑の募金交付金以外」の補助・助成等を受けている。または受ける見込みにあるもの
- ② 特定の事業者の利益のために行われるもの
- ③ 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- ④ その他「緑の募金事業」としてふさわしくないと認められるもの

### 2 事業期間

原則として、承認通知から年度内で完了できるものとする。

### 3 申請書の応募要件

応募できる者は、次の要件をすべて具備しているものとする。

- ① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること
- ② 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること
- ③ 営利を目的としない民間団体（公益社団・財団法人、特例民法法人、「特定非営利活動促進法」（平成10年法律第7号）に基づき認証された法人又はこれに準じる非営利法人を含む）であること  
ただし、法人格を有しない民間団体は、次の条件をすべて満たしていること
  - ・ 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること

- ・団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること

4 「緑の募金交付金」の交付対象経費交付の対象となる経費は、次の通りとする。

科 目	区 分	細 分	摘 要
活動費	会場設営費		
	指導者謝金		外部講師
	交通費	人員輸送	人員輸送車借上料
	保険料		ボランティア等傷害保険料
環境整備費	作業道等整備費		作業道、歩道等整備経費
資材費	機械・器具	消耗品費	
		借上げ損料	テント 上限単価 1.8 千円/台 刈り払い機 上限単価 1 千円/台
		苗木	
		事業看板代	
資材等運搬費	運搬費		車両借上げ料
事務費	事務用品費		
	印刷費		
	通信費		
	その他		

注) : 次の経費については、交付の対象となりません。

- ①申請団体の運営経費、役員及び会員・内部講師への謝金やボランティアの労賃
- ②ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
- ③資産となる物品及び高額な物品の購入、食糧費、参加記念品
- ④居住地から集合・解散場所までの旅費
- ⑤業者へ委託する事業（部分的な委託についてはお問い合わせ下さい）
- ⑤当該事業に関係のない経費、物品の購入

5 「緑の募金交付金」の交付限度額

1 団体 200,000円以内

6 応募方法

別に定める「緑の募金公募事業申請書」（要領様式1）によるものとする。

なお、追加資料等を求められた場合は、それに応ずるものとする。

## 7 応募期間

平成25年7月5日（金）（当日消印有効）

## 8 採択の決定及び通知

応募申請書等を「公益財団法人山形県みどり推進機構運営協議会」で審査し、議決を経て決定するものとし、応募申請者に通知する。

なお、公益財団法人山形県みどり推進機構理事長は、交付金の適正な交付を行うため必要があると認めた場合は、当該応募申請事項に修正を加え、又は条件を付することができるものとする。

## 9 その他

- (1) 交付金等に係る細部事項は、「公益財団法人山形県みどり推進機構の募金実施要領」に定めるとおりとする。
- (2) 事業採択後の実施にあたっては、植樹・花壇の整備等の活動を実施する場合は、現地のわかりやすい所に事業看板（標注）を設置し、緑の募金運動の推進に努めるものとする。

## 10 問い合わせ及び応募先

公益財団法人 山形県みどり推進機構 緑化推進班

〒990-2363 山形県山形市大字長谷堂字馬場2265

TEL 023-688-6633 FAX 023-688-6634

（ホームページに申請用紙等掲載してあります。）